

四半期報告書

(第56期第1四半期)

自 令和3年10月1日

至 令和3年12月31日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2
- 3 経営上の重要な契約等 10

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 11
- (2) 新株予約権等の状況 11
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 11
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 11
- (5) 大株主の状況 11
- (6) 議決権の状況 12

2 役員の状況 12

第4 経理の状況 13

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 14
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 16
 - 四半期連結損益計算書 16
 - 四半期連結包括利益計算書 17

2 その他 21

第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年2月14日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235-5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期連結 累計期間	第56期 第1四半期連結 累計期間	第55期
会計期間	自令和2年 10月1日 至令和2年 12月31日	自令和3年 10月1日 至令和3年 12月31日	自令和2年 10月1日 至令和3年 9月30日
売上高 (百万円)	14,837	15,292	66,221
経常利益 (百万円)	2,816	3,242	12,673
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,873	2,228	8,686
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,213	2,117	9,839
純資産 (百万円)	77,291	82,409	83,416
総資産 (百万円)	93,799	98,860	103,406
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	35.64	42.41	164.93
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.4	83.4	80.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

当第1四半期連結累計期間（以下、当第1四半期）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）第5波の終息とともに、緩やかに持ち直しつつありました。一方で、海外でのオミクロン株の感染拡大とサプライチェーンの分断による部材の高騰、原油価格の上昇等の影響は今後の経済活動に深刻な影響を及ぼし始めています。

こうした状況の中、政府は、ワクチンの追加接種をはじめ社会経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援する様々な施策を準備しています。当社グループでは、そのような政府の取り組みに迅速に対応したシステムやサービスの提供を通じて地域・社会に貢献してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の資金繰りや経営助言に取り組むための支援を継続しています。また、クラウド型の会計システムの提供を通じて、中小企業のデジタル化と経理事務の省力化を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和3年10月20日付で厚生労働省から事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」が発出されたことを受け、「ワクチン接種券作成業務」「ワクチン接種予約・受付システムの提供」等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。

これらの活動の結果、当第1四半期連結累計期間（以下、当第1四半期）における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が15,292百万円（前期比3.1%増）、営業利益は3,091百万円（同15.7%増）、経常利益は3,242百万円（同15.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,228百万円（同18.9%増）となりました。

当第1四半期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

1. 第1四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は10,638百万円（前期比0.1%増）、営業利益は2,807百万円（同6.6%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比3.7%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムと会計データを連携できる「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」の導入が進んでいること。会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と外出先・在宅で業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比2.5%増となりました。これは、令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法に対応するために、優良な電子帳簿の法的要件を満たし、証憑保存機能を標準搭載した「FXクラウド」シリーズを新規に利用する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比1.1%増となりました。これは「FX4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比20.5%減となりました。これは各金融機関のインターネットバンキングがWindows11へ対応されていないことから、最新機種へのリプレースを控える動きが出てきており、パソコンの販売台数が減少したことによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比10.4%減となりました。在宅勤務用の事務機器やコロナウイルス感染予防用品の販売は好調だったものの、関与先企業の自計化の進展に伴いペーパーレス化が進んでおり、紙の会計用品や、印刷関連の消耗品の需要が減少したことによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が増加した一方で、利益率の低いハードウェア売上高やサプライ用品売上高が前年よりも減少したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は3,907百万円（前期比10.9%増）、営業利益は354百万円（同67.0%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比13.7%増となりました。これは、前期までに受託した新たな顧客の本

稼働に伴いデータセンターサービス利用料が増加したこと、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷業務を受託したこと、衆議院選挙に伴う入場券等作成業務を受託したことなどによります。

- ②ソフトウェア売上高は、前期比10.1%増となりました。これは、子育て世帯生活支援特別給付金システムの改修業務の受託や前期までに受託した新たな顧客のシステムが本稼働したことからソフトウェア利用料が増加したことによります。
- ③コンサルティング・サービス売上高は、前期比66.4%増となりました。これは、新たなサービスの受託に伴うシステム導入支援費の売り上げが増加したことなどによります。
- ④ハードウェア売上高は前期比4.4%減となりました。これは、世界的な半導体不足によるオフィス機器の入庫遅延の影響などによります。
- ⑤なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、前述したワクチン接種事業における通知作成業務の受託やデータセンターサービス利用料とソフトウェア利用料が増加したことなどによります。

(3)印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は746百万円（前期比9.3%増）、営業損失は62百万円（前期は営業損失170百万円）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ①データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比30.9%増となりました。これは、コロナウイルスの感染拡大の影響により民間企業のダイレクトメール発信の需要は依然として回復していないものの、衆議院議員選挙入場券、市区町村におけるワクチン接種券、子育て世帯臨時給付金通知の印刷業務を受注できたことによります。
- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比9.9%減となりました。これは、デジタル化の潮流により、顧客企業のデジタル化推進にともないフォームの需要が減少したことによります。
- ③商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比20.9%増となりました。これは、コロナウイルスの感染拡大の影響からイベントやセミナーで使われる各種印刷物の需要が減少しているものの、改正電子帳簿保存法の制度改正、インボイス対応を解説する書籍等の印刷業務を数多く受注できたことによります。

2. 全社に関わる重要な事項

(1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

①クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を継続しています。

②在宅勤務制度、時差通勤制度を導入し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域については、原則としてテレワーク（在宅勤務）を実施しています。顧客サポートや商談についても原則としてWeb会議システムを活用した取り組みを行っています。

(2) 新市場区分「プライム市場」の選択

令和3年11月に開催の取締役会において、当社は株式会社東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」を選択することを決議しました。

(3) 「サステナビリティ方針」の開示

当社では、持続可能な社会を次世代に引き継ぎたいとの願いから、さまざまな社会貢献活動に取り組んできました。事業活動に関わりの深い租税に関する資料の公開など、学術・教育分野における活動のほか、創業の地である栃木県のスポーツ文化振興のための支援を行っています。こうした一連の取り組みの活動指針として、令和3年12月17日に「サステナビリティ方針」を制定し、当社のホームページに開示しました。

(4) 「OMS電子サインシステム」を提供開始

令和3年12月より、会計事務所向けシステム「OMSクラウド」のユーザーに対して、「OMS電子サインシステム」の提供を開始しました。これは、会計事務所と顧問先企業との間で取り交わす顧問契約書や同意書、確認書などに、「電子サイン」で同意を得られるシステムです。

3. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和3年12月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

(1) 「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動

① コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業の支援

当社は、当期において、TKC会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げて、積極的に顧客を支援しています。

1) TKC会員への最新情報の提供

TKC会員に政府や中小企業支援団体から発信される中小企業支援策の情報を迅速かつ正確に伝えるため、TKC会員専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報と制度等を解説するオンデマンド研修を提供しています。この活動は令和2年2月25日から開始し、令和3年12月末日時点で256本の情報を掲載するに至りました。

2) 「新型コロナウイルス経営支援情報・資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、人口4万人以上の市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「雇用」「補助金等」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、TKC会員のホームページから確認できるようにしています。TKC会員は、関与先企業をはじめとする中小企業に緊急資金繰り支援策を網羅的に情報発信することが可能です。令和3年12月末日時点で7,734件の支援策を掲載し、わが国最大の中小企業支援策のデータベースとなっています。

なお、このコーナーは開設当初から週2回更新しており、常に最新の情報を掲載しています。

3) 「緊急支援関与先チェック機能」のレベルアップ

国の緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資など、中小企業支援策の適用の可否を関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」に搭載しています。新たな補助金・緊急融資等の申請要件が明らかになる都度更新し、対象となる関与先企業をワンクリックで抽出できる機能を提供しています。

4) 「TKC月次指標（月次BAST）」の提供

「TKC月次指標（以下、月次BAST）」を無償提供しています。月次BASTには、TKC会員による月次巡回監査で月次決算の信頼性を確認された25万社超の「月次決算データ」を収録しており、国内に類を見ない統計資料です。直近の売上高や借入金の推移などを全国・都道府県別・年商規模別・業種別に確認することができます。今後の中小企業支援策の検討のため、金融機関や行政機関等の中小企業支援者、中小企業の動向を分析する経済学者などに活用いただいています。

②TKC全国会が掲げる「戦略目標2021」の達成に向けた営業活動の実施

1)「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後です。

また、当社は「TKCモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

- i. TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- ii. 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- iii. 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和3年12月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む470金融機関に採用されています。また、令和3年12月末日にはTKC全国会の戦略目標2021で掲げた目標である同サービス利用件数28万件を大きく上回り、29万件超を達成しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「TKCモニタリング情報サービス」は、月次試算表、年度決算書、税務申告書を迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業の経営支援において、金融機関とTKC会員の架け橋となることが期待されています。

2)TKC方式の自計化の推進(「FXシリーズ」の推進)

当期も、多くの中小企業が政府系金融機関および民間金融機関において実質無利子・無担保融資の返済に備える必要があることに着目し、引き続き「FXシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能(予算登録、部門別管理、資金繰り実績表)の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム(PX2)」との給与仕訳の連携などを支援しています。

また、クラウド型の財務会計システムである「FXクラウドシリーズ」では、経営者が高い頻度でシステムにアクセスし業績を確認する傾向があります。経営者自身のパソコンからアクセスできるクラウドのメリットが生かされています。当社は、「FXクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の「黒字決算」と「適正申告」を支援します。

こうした活動の結果、令和3年12月末日現在でFXシリーズの導入件数は29万社を突破しました。

3)電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されています。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴(トレーサビリティ)を残している「優良な電子帳簿」(改正電子帳簿保存法の施行規則第2条及び第5条の要件を満たす電子帳簿)と、②帳簿の加除訂正履歴を保存しない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」(改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿)に区別されることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「FXシリーズ」の全国規模での導入を支援しています。

また、改正電子帳簿保存法では電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。令和5年12月まで紙での保存も有罪されていますが、全ての事業者が2年以内にその対応を迫られることとなります。「FXシリーズ」は令和4年1月に電子取引データを電子保存できる機能を標準搭載しました。

4)インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日にインボイス制度が開始されます。課税事業者においては、適用開始までの期間で、適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。このような対応の支援を会計事務所が中小企業にスムーズに行えるよう、オンデマンド研修の整備や資料の提供等を進めています。

5)会員導入(TKC全国会への入会促進)

TKC全国会では、令和3年12月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいました。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Webセミナーを積極的に開催するなど会員導入活動を展開しました。

この結果として令和3年12月末日現在のTKC会員事務所数は9,800事務所、(会員数は1万1,500名)となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

(2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

T K C全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、i. 自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii. 利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii. 会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv. 中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたT K C全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、T K C会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などの第三者が客観的にT K C会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、T K C会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありT K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

令和5年1月からT K Cシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書（個人事業者用）が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を金融機関に提出できるように機能強化いたしました。さらなる金融機関との連携強化を支援します。

(3) 大企業市場への展開

当社は、T K Cシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をT K C会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

① グループ通算制度への対応

当社は、これまで資本金1億円超の大企業の電子申告義務化への対応を積極的に支援してまいりました。それにより、令和3年12月末日現在で約2万2,000社あるといわれる資本金1億円超の企業の約36%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」をご利用いただいております。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、グループ通算制度が適用されることになりました。グループ通算制度では法人税等の申告について電子申告が義務化されます。

当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、グループ通算制度に対応する「グループ通算申告システム」を開発すると共に、グループ通算制度を選択適用される企業グループが円滑に対応できるように、T K C全国会中堅・大企業支援研究会（令和3年12月末日現在の会員数は1,524名）と連携した支援をしています。

② 改正電子帳簿保存法、消費税インボイス制度への対応

令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されると共に電子取引データの電子保存が義務化されました。さらに、令和5年10月から消費税インボイス制度が開始されます。これらの法改正への対応を支援するため「インボイス・マネジャー」を令和4年1月から提供開始しました。

③ 海外子会社の業績管理支援

海外に展開している企業は、コロナウイルスの感染拡大で海外渡航が制限されているため、海外子会社の業績管理とガバナンスの確保に課題を抱えています。当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にいながら確認できるクラウドサービスであるため、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。OBMonitorのユーザー数は1,200社となり、世界37カ国で活用されています。

こうした活動の結果、「T K C連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和3年12月末日現在で約4,864企業グループとなりました。それにより当社のシステムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち91%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは41%となりました。

(4) 法律情報データベースの市場拡大

① 「T K Cローライブラリー」の利用拡大

法律事務所や企業法務部門をはじめとするT K Cローライブラリーの顧客の多くが、コロナウイルスの影響を受け、オンラインで業務を遂行するようになりました。これにより、資料室や図書館などを利用した調査ができない状況が生まれており、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるT K Cローライブラリーの評価が高まっています。その結果として、利用者数やコンテンツ追加の契約が増加しました。また、令和3年6月には、T K Cローライブラリーの新たなオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等の専門書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁

護士が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。

当第1四半期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万6,000IDを超え、令和3年12月末日現在で2万3,000超の諸機関で利用されています。

②アカデミック市場における展開

令和3年10月以降もコロナウイルスの影響で多くの大学・法科大学院は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型もしくは完全オンライン型の授業を実施しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。現在も、各大学と随時Web会議を実施し、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備の支援を継続しています。

また、大学の法学部を中心に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験）は、令和3年12月末日現在で26校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しています。そのため、オンラインテスト機能などコンピューター試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

4. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 基幹系サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」から構成するクラウドサービスです。

当社の「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金は、団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で、年1回の定期バージョンアップを実施しています。こうした点が評価され「TASKクラウドサービス」は、令和3年12月末日現在で約170団体に採用されています。

当期においては、これらの団体に対し新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係るシステムを迅速に提供し、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。

(2) 行政サービス・デジタル化への対応

当社では、自治体DX推進に貢献すべく〈来させない・待たせない・書かせない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を提供しています。

当期においては、「TASKクラウドかんたん窓口システム」や「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」、「TASKクラウドスマート申請システム」について、大幅な機能強化を行いました。

また、これらのサービスについて積極的な提案に取り組んだ結果、令和3年12月末日現在において「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市様、横浜市様、堺市様など政令指定都市を含む約20団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は約30団体に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は約100団体に、それぞれ採用されています。

(3) 地方税務手続きのデジタル化への対応

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTAx（地方税ポータルシステム）の審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和3年12月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、当社独自のサービスであるデータ連携サービスの機能強化に取り組むほか、パートナー企業と共に積極的な提案活動および導入支援に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムである「TASKクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』には、次のような記載があります。（財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ予算科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられる。また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる）

こうした国の方針を踏まえ、当社ではシステム更新などのタイミングで国が推奨する日々仕訳方式に対応した公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」の導入を提案しています。

当期においては、〈正確な財政状況の見える化〉や〈会計情報の活用〉など持続可能な行政経営の実現を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムの提供を開始しました。

その結果、地方公会計システムは令和3年12月末日現在で約290団体に採用されています。

(5)次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが顕著となりました。こうした状況を踏まえ、政府は『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）において、デジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などデジタル化の取り組みを加速しています。また、令和2年12月25日に総務省から『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画』が公表され、令和3年5月12日にはデジタル改革関連の6法が成立しました。これにより、全国の市区町村は令和8年3月末までに「情報システムの標準化・共通化」に対応することが求められています。

当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、令和3年11月1日付で自治体DX推進本部を新設し、新製品・サービスの企画、開発を一段と加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

また当期においては、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客（埼玉県美里町、川島町）の共同提案が採択され、当社はアプリケーション開発事業者として両町とともに当事業への取り組みを開始しました。また、〈行政サービス・デジタル化〉を支援するため先進団体との実証事業などを通じて次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組みました。

5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、DPS）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

当第1四半期においては、特に、市区町村から衆議院議員選挙入場券、ワクチン接種事業におけるワクチン接種券、子育て世帯臨時特別給付金通知の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

DPS分野では、市区町村における住民への通知業務や、民間企業におけるダイレクトメール発送業務等を支援するため、独自の圧着技術によって封入・封緘作業を不要とする製品や、可変印刷・印字の技術を用いた印刷製品を提供しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展とコロナウイルス感染拡大の影響により、ビジネス帳票の需要が減少し、売上高は前年に比べて減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントなどの中止や延期が続き、Webによるセミナー等の開催が増加したことにより受注が減少しました。一方で改正電子帳簿保存法の制度改正、インボイス制度への対応を解説する書籍等の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

II. 連結財政状態に関する定性的情報

1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、98,860百万円となり、前連結会計年度末103,406百万円と比較して4,546百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、32,979百万円となり、前連結会計年度末36,107百万円と比較して3,128百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金が2,508百万円減少したことによります。

(2) 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、65,880百万円となり、前連結会計年度末67,298百万円と比較して、1,417百万円減少しました。

その主な理由は、その他に含まれる長期繰延税金資産が919百万円減少したことによります。

2. 負債の部について

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、16,450百万円となり、前連結会計年度末19,990百万円と比較して3,539百万円減少しました。

(1) 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、11,158百万円となり、前連結会計年度末14,721百万円と比較して、3,563百万円減少しました。

その主な理由は、その他に含まれる預り金が1,171百万円増加したものの、賞与引当金が2,582百万円、未払法人税等が2,104百万円減少したことによります。

(2) 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、5,292百万円となり、前連結会計年度末5,268百万円と比較して、23百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付に係る負債が22百万円増加したことによります。

3. 純資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、82,409百万円となり、前連結会計年度末83,416百万円と比較して1,006百万円減少しました。

その主な理由は、自己株式が1,033百万円増加したことによります。

なお、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、83.4%となり、前連結会計年度末80.7%と比較して2.7ポイント増加しました。

III 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

IV 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費はありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和3年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和4年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,462,066	53,462,066	東京証券取引所市場第 一部	単元株式数100株
計	53,462,066	53,462,066	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日	—	53,462,066	—	5,700	—	5,409

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 529,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 52,855,100	528,551	—
単元未満株式	普通株式 77,866	—	—
発行済株式総数	53,462,066	—	—
総株主の議決権	—	528,551	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株（議決権の数13個）及び役員報酬B I P信託が所有する株式219,800株（議決権の数2,198個）を含めております。

②【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	529,100	—	529,100	0.99
計	—	529,100	—	529,100	0.99

（注）上記のほか、役員報酬B I P信託が所有する当社株式219,800株を、自己株式として計上しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,426	23,918
受取手形及び売掛金	6,973	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	6,911
棚卸資産	412	562
その他	2,309	1,597
貸倒引当金	△14	△9
流動資産合計	36,107	32,979
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,855	7,741
土地	6,802	6,802
その他（純額）	2,882	2,798
有形固定資産合計	17,540	17,342
無形固定資産	3,605	3,696
投資その他の資産		
投資有価証券	19,705	19,475
長期預金	16,600	16,600
差入保証金	1,440	1,436
その他	8,406	7,329
投資その他の資産合計	46,152	44,841
固定資産合計	67,298	65,880
資産合計	103,406	98,860
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,402	2,034
電子記録債務	834	858
短期借入金	80	71
未払金	3,034	2,660
未払法人税等	2,211	106
契約負債	—	498
賞与引当金	4,073	1,491
その他	2,083	3,436
流動負債合計	14,721	11,158
固定負債		
長期借入金	214	214
退職給付に係る負債	3,554	3,576
株式給付引当金	307	313
その他	1,192	1,187
固定負債合計	5,268	5,292
負債合計	19,990	16,450

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	6,589	6,589
利益剰余金	73,411	73,549
自己株式	△1,352	△2,385
株主資本合計	84,348	83,452
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	449	295
退職給付に係る調整累計額	△1,382	△1,338
その他の包括利益累計額合計	△932	△1,042
純資産合計	83,416	82,409
負債純資産合計	103,406	98,860

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	14,837	15,292
売上原価	4,295	4,348
売上総利益	10,542	10,943
販売費及び一般管理費	7,871	7,852
営業利益	2,670	3,091
営業外収益		
受取利息	11	16
受取配当金	70	83
保険配当金	12	18
受取地代家賃	12	13
その他	38	18
営業外収益合計	145	151
営業外費用		
支払利息	0	0
自己株式取得費用	—	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	2,816	3,242
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	1
特別損失合計	0	1
税金等調整前四半期純利益	2,815	3,241
法人税、住民税及び事業税	106	45
法人税等調整額	834	967
法人税等合計	941	1,013
四半期純利益	1,873	2,228
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,873	2,228

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)
四半期純利益	1,873	2,228
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	296	△154
退職給付に係る調整額	42	43
その他の包括利益合計	339	△110
四半期包括利益	2,213	2,117
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,213	2,117

【注記事項】

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(収益認識会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」は、独立掲記しております。なお、収益認識会計基準第89-4項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 令和2年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等(執行役員を兼務しない取締役を除く。)及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第1四半期連結会計期間末434百万円、219,800株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)
減価償却費	727百万円	721百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年12月18日 定時株主総会	普通株式	1,720	65	令和2年9月30日	令和2年12月21日	利益剰余金

(注) 1. 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

2. 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年12月17日 定時株主総会	普通株式	2,090	39.50	令和3年9月30日	令和3年12月20日	利益剰余金

(注) 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金が8百万円含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	10,631	3,523	683	14,837	—	14,837
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	0	295	297	△297	—
計	10,633	3,523	978	15,134	△297	14,837
セグメント利益又は損失(△)	2,632	212	△170	2,673	△2	2,670

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等
あります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	10,638	3,907	746	15,292	—	15,292
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	383	384	△384	—
計	10,639	3,907	1,130	15,677	△384	15,292
セグメント利益又は損失(△)	2,807	354	△62	3,098	△7	3,091

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等
あります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下の通りです。

当第1四半期連結累計期間（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューターサービス収入	3,716	1,850	—	5,566
ソフトウェア売上高	4,288	1,166	—	5,455
コンサルティング収入	1,680	214	—	1,895
オフィス機器売上高	686	675	—	1,361
会計用品売上高	266	—	—	266
印刷関連サービス収入	—	—	746	746
外部顧客への売上高	10,638	3,907	746	15,292

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり四半期純利益	35円64銭	42円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,873	2,228
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,873	2,228
普通株式の期中平均株式数(百株)	525,627	525,435

(注) 1. 1株当たり情報の算定に用いられた期中平均株式数は、役員報酬BIP信託導入に伴い設定された役員報酬BIP信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間において371,683株、当第1四半期連結累計期間において219,800株であります。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年2月14日

株式会社TKC

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と

して存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年2月14日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員飯塚真規及び当社最高財務責任者中西清嗣は、当社の第56期第1四半期（自令和3年10月1日 至令和3年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。